

利益相反ポリシー -Conflicts of Interest Policy-

Vantage Prime Trading Ltd. (以下「Vantage」といいます)

本ポリシーは、セントルシアにおいて登録番号2023-00318で設立された国際事業会社である Vantage Prime Trading Ltd. (以下「Vantage」「当社」「私たち」といいます) が、お客様に対して負う義務に関連して生じ得る利益相反をどのように管理するかについて定めるものです。

本書の原文は英語で作成されています。日本語訳は参考目的で作成されたものであり、翻訳の正確性を保障するものではありません。英語版と日本語版に相違がある場合は、英語版が優先されます。

バージョン：2023年12月

目次

1. はじめに	3
2. 責任	3
3. 概要	3
4. 贈答および接待.....	4
5. 報酬	5
6. 事業上の利害関係および適合性	5
7. 記録の保管	5
8. 本手続きの利用方法	6
9. 利益相反の管理	6
10. 従業員の認識	8

1. はじめに

利益相反とは、信頼関係に基づく立場にある者が、相反する職業上または個人的な利益を有する状況をいいます。このような相反する利益は、個人が公平に職務を遂行することを困難にする可能性があります。利益相反は、非倫理的または不適切な行為が実際に発生していない場合であっても存在し得ます。

本ポリシーは、Vantageがお客様に対して負う義務に関連して生じ得る利益相反をどのように管理するかについて定めるものです。

本ポリシーは、適用される法令および規制に基づき、これを遵守するために制定されています。

2. 責任

コンプライアンス責任者は、本分野の監督責任を負い、本手続きを適切に遂行するために必要な全てのリソースおよび人員にアクセスする権限を有します。

本ポリシーにおいて「当社の利益」には、Vantageの従業員、取締役、直接または間接にその管理下で業務に従事する者、ならびにこれに関連する代理人の利益が含まれます。

本手続きは年1回見直されます。さらに、本分野において重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、コンプライアンス部門の責任者が関連する手続きを見直し、コンプライアンス責任者が当該手続きの変更を承認します。必要に応じて、外部のコンプライアンスコンサルタントが本手続きの見直しに関与する場合があります。

3. 概要

利益相反の管理においては、開示による対応は最終手段とすべきであり、可能な限り利益相反は回避されるべきものとします。利益相反が発生した場合、Vantageはこれを以下の方法により管理できると認識しています。

- 統制
- 回避
- 利益相反の開示

Vantageは、利益相反の回避に努めています。当社は、サービス提供時において、当社

（その管理職、従業員、関連する代理人、ならびにそれらにより直接または間接に支配される者を含みます）とお客様との間、またはお客様相互間で発生し得る利益相反を特定するため、合理的な措置を講じます。

当社とお客様との間で実際のまたは潜在的な利益相反が生じ得る場合には、これを適切に特定し、監視し、管理することを確保します。また、重大な利益相反が発生した、または発生する可能性のある活動の種類について記録を保持します。

当社は、当社または当社に代わって実施されるサービスまたは投資活動のうち、利益相反が発生したもの、または1人以上のお客様の利益を著しく損なうリスクを有するものについて、最新の一覧を維持します。

利益相反が発生し、当社による管理措置が、お客様の利益に対する損害リスクを合理的に防止できると確信するに十分でないと判断した場合、当社は当該業務を実施する前に、利益相反の一般的な性質およびその発生源をお客様に対して明確に開示します。

4. 贈答および接待

当社の従業員が、見込み顧客または既存顧客、サービス提供者等との取引に関連して、個人的な利益を得ることがあります。当社では、これらの利益が過度にならず、義務や負債を生じさせないことを確保するため、贈答および接待に関するポリシーを設けています。市場価値が100米ドルを超える贈答または接待の授受については、贈答および接待登録簿に記録されます。お客様との間で授受される市場価値100米ドルを超える贈答または接待については、従業員および取締役は事前にコンプライアンス部門の承認を取得する必要があります。当該内容はコンプライアンス部門により贈答および接待登録簿に記録されます。例外的に事前承認が不可能な場合には、事後的にコンプライアンス部門による確認および記録が行われます。

Vantageは、顧客との接点の大半が電話によるものであり、対面での接待がほとんど行われないことから、贈答および接待に起因する利益相反が生じる可能性は低いと考えています。従業員が過去に受領した贈答品は、上記の基準を下回るワイン1本などといった許容範囲内のものに限定されています。

5. 報酬

Vantageは、従業員の意欲を維持することに努めると同時に、報酬制度が不適切な行動を助長することのないよう配慮しています。当社はこのような利益相反の可能性を認識しており、監視体制を通じて潜在的な不正行為に対して常に注意を払っています。

当社は、報酬が顧客の利益と相反しないことを示す報酬ポリシーを整備しています。当社は、顧客または会員の利益を損ない当社または他の顧客の利益を優先するような行動に対して報酬を与えることはなく、今後もそのような報酬体系を採用しません。従業員は、能力および長期的に価値を創出する業績に基づいて評価され、報酬が決定されます。

管理部門の報酬は、業績とは連動していません。これに代わり、個々の従業員の業績に基づいて決定されます。営業担当者のコミッションは、顧客との関係構築および包括的なサービス提供を促進するよう設計されています。

本項は、対象となる商品に関する全てのリスクを網羅するものではなく、取引に伴う主要かつ重要なリスクを示すことを目的としています。

6. 事業上の利害関係および適合性

当社または当社に関連する者が、提供するサービス、取引または投資に関して重要な利害関係、関係性または取り決めに有する場合、もしくは当社職員が、顧客の受託者として行動する、顧客の代理権を保持する、または法人顧客の取締役として行動するなどの利害関係、関係性または取り決めに有する場合、当社は当該職員または関連者に対し、その利害関係を必要に応じてコンプライアンス部門に申告することを義務付けます。

当該利害の対立を管理するため、当社は職員に対し、他社の取締役職および利害関係を開示することを要求しており、これにより当該利害関係、関係性または取り決めに考慮せず、かつ申告することを義務付けています。さらに、コンプライアンス部門は、上記の利害関係について全職員を対象とした四半期ごとの職員誓約書の提出を実施します。

7. 記録の保管

利害の対立が発生した、または発生する可能性のあるサービスおよび活動を記録するため、利益相反登録簿を維持します。利益相反登録簿には、当社またはVantageを代表して行われたサービスや活動の種類と、それに関連して一人以上の顧客の利益に実質的な損害

を与えるリスクを伴う利害の対立が発生した、または継続的なサービスや活動の場合には発生する可能性がある旨の記録が更新されます。

各利益相反方針の写しは、改訂後、最低5年間保持されます。また、コンプライアンス登録簿も同様に最低5年間保持されます。

8. 本手続きの利用方法

利益相反に関連するファイルメモ、コンプライアンスレビューのフィードバック、その他の文書の写しは、利益相反登録簿とともにコンプライアンス登録簿ファイルに保管されます。

9. 利益相反の管理

ステップ1- 利益相反の特定

投資サービスおよび付随サービス、もしくはこれらの組み合わせを提供する過程で発生する、顧客の利益を損なう可能性のある利益相反の種類を特定するため、Vantageは、Vantage、関連者、または会社に対して直接的・間接的に支配権を有する者が以下のいずれかの状況に該当するかを考慮します。これらの状況は、投資サービスや付随サービスの提供、投資活動、その他の行為の結果として生じる場合があります。

- a) Vantageまたは関連者が、顧客の損失を回避する、あるいは利益を得ることにより、顧客の不利益となる可能性がある場合。
- b) Vantageまたは関連者が、顧客に提供するサービスの結果や、顧客に代わって行われる取引の結果に関して、顧客の利益とは異なる利益を有する場合。
- c) Vantageまたは関連者が、他の顧客または顧客群の利益を、当該顧客の利益よりも優先させる経済的またはその他のインセンティブを有する場合。
- d) Vantageまたは関連者が、顧客と同一の事業を行っている場合。

Vantageまたは関連者が、当該顧客以外の者から、当該顧客に提供するサービスに関連して、標準の手数料やコミッション以外の金銭、物品またはサービスを受領、もしくは受領することになる場合。

ステップ2 – 利益相反の管理

当社は、潜在的な利益相反を特定・管理する責任を有する内部方針、手続き、および社内コンプライアンス部門を設置しています。コンプライアンス部門は、関連する内部手続きを更新し、当該手続きの遵守を確保します。

Vantageは、特定された利益相反が顧客の利益に実質的な損害リスクをもたらすことがないよう、効果的な組織的および管理的手続きを維持・運用しています。また、事業活動に対する継続的な監視を行い、内部統制が適切であることを確保しています。

採用される措置は、利益相反を伴う異なる事業活動に従事する関連者が、Vantageの規模および活動内容、ならびに顧客利益への損害リスクの重要性に応じて、適切な独立性のレベルで活動を行うことを目的としています。

一般的に、当社が利益相反に関して従う手続きおよび統制には、必要な独立性を確保するため、以下の措置が含まれます。

- a) 利益相反のリスクを伴う活動に従事する関連者間で情報交換が行われる場合に、顧客の利益に損害を及ぼす可能性のある情報交換を防止または統制する効果的な手続き。
- b) 顧客の利益が対立する、またはその他対立する可能性のある利益を代表する関連者の主たる業務を個別に監督する体制。これには、Vantage自体の利益も含まれます。
- c) 利益相反が発生する可能性のある活動に従事する関連者の報酬と、別の活動に従事する関連者の報酬または収益との間に直接的な結びつきを設けない措置。
- d) 関連者が投資サービスまたは付随サービス・活動の遂行において、不適切な影響を及ぼすことを防止または制限する措置。
- e) 関連者が、複数の投資サービスまたは付随サービス・活動に同時または連続して関与することにより、利益相反の適切な管理が妨げられることを防止または統制する措置。

利益相反を防止するために設けられた方針および手続きの一例は以下の通りです。

- a) 全ての潜在的および実際の利益相反を適切に記録する専用の利益相反登録簿。利益相反登録簿は、年2回、月次コンプライアンス委員会で報告されます。
- b) 関連者が自己の投資に関して遵守すべき個人口座取引規定。
- c) 関連者に適用される報酬方針で、顧客の利益と対立しない形で報酬が付与される仕組み。

- d) 贈答品および誘因に関する記録簿で、特定の利益の要請、提供または受領を登録する。
贈答品および誘因方針を維持し、誘因の授受に起因する利益相反を制限することを目的としています。
- e) Vantageの役員および職員に関して、当社の利益と対立する外部事業関与の禁止（取締役会の承認がある場合を除く）。
- f) 上記の事項を監視・報告する社内コンプライアンス部門の設置。
- g) 利益相反の可能性、既存の利益相反の管理、その他の規制上の要件および実施された監視に関する議論を行う月次社内コンプライアンス委員会の設置。

ステップ3 – 開示

Vantageによる措置が、顧客の利益に対する損害リスクを合理的な確信をもって防止できる水準に達していない場合、Vantageはその事実を認識している場合に、当該顧客に対して、利益相反の一般的性質およびその発生源を、投資業務を行う前に開示します。

開示は書面によって行われ、利益相反が発生するサービスの文脈において、顧客が十分な情報に基づき判断できるよう、必要な詳細を含みます。

当社が、開示によって利益相反を適切に管理できると判断しない場合、当該取引または利益相反が生じる事項の遂行を見合わせる場合があります。

当社は、適宜、方針および措置を見直しまたは修正する権利を留保します。

コンプライアンス部門は、利益相反の記録が最新であることを確認するとともに、必要な文書において利益相反が適切に開示されることを確保します。

10. 従業員の認識

Vantageの職員は、本方針を熟読し、上記第9条に基づく開示義務に関する理解および認識を確認することが求められます。

職員は、利益相反または潜在的な利益相反を特定した場合には、速やかにコンプライアンス責任者に報告する必要があることを認識しておかなければなりません。本方針は、改訂が行われるたびに再配布され、職員による承認署名が取得されます。